

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和6年 6月17日	
徳島県知事 殿	
提出者 住 所 徳島県徳島市南前川町5丁目1番地の4 氏 名 徳島市上下水道局 徳島市上下水道事業管理者 上下水道局長 石川 稔彦 電話番号 088-674-1334	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	徳島市上下水道局 第十浄水場
事業場の所在地	徳島県名西郡石井町藍畑字第十262番の4
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	36：水道業
②事業の規模	給水人口：229,683人 年間配水量：29,931,696m ³
③従業員数	27名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

別紙(第1面関係)

産業廃棄物処理の一連の処理の工程

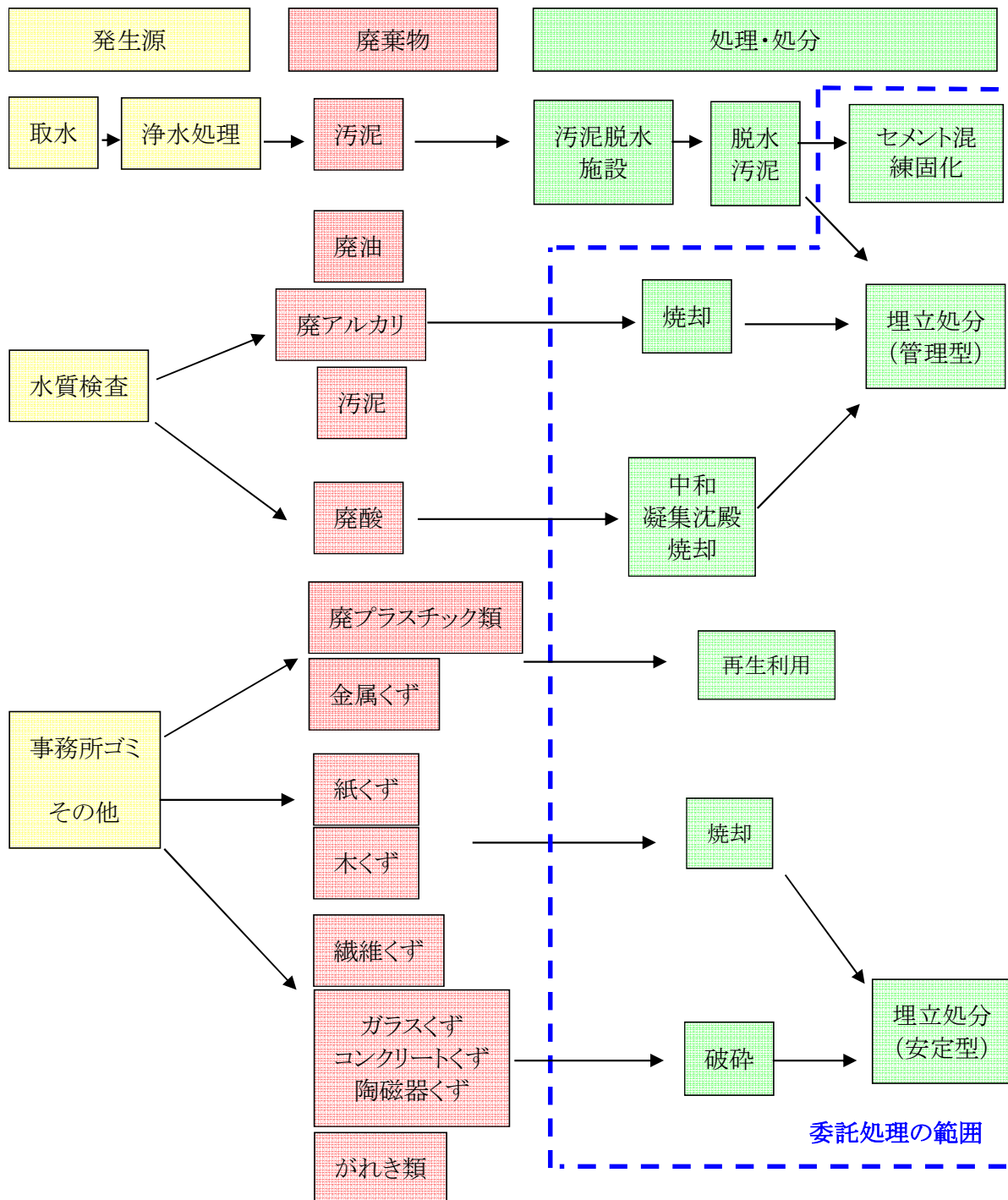


図1 廃棄物処理フロー図

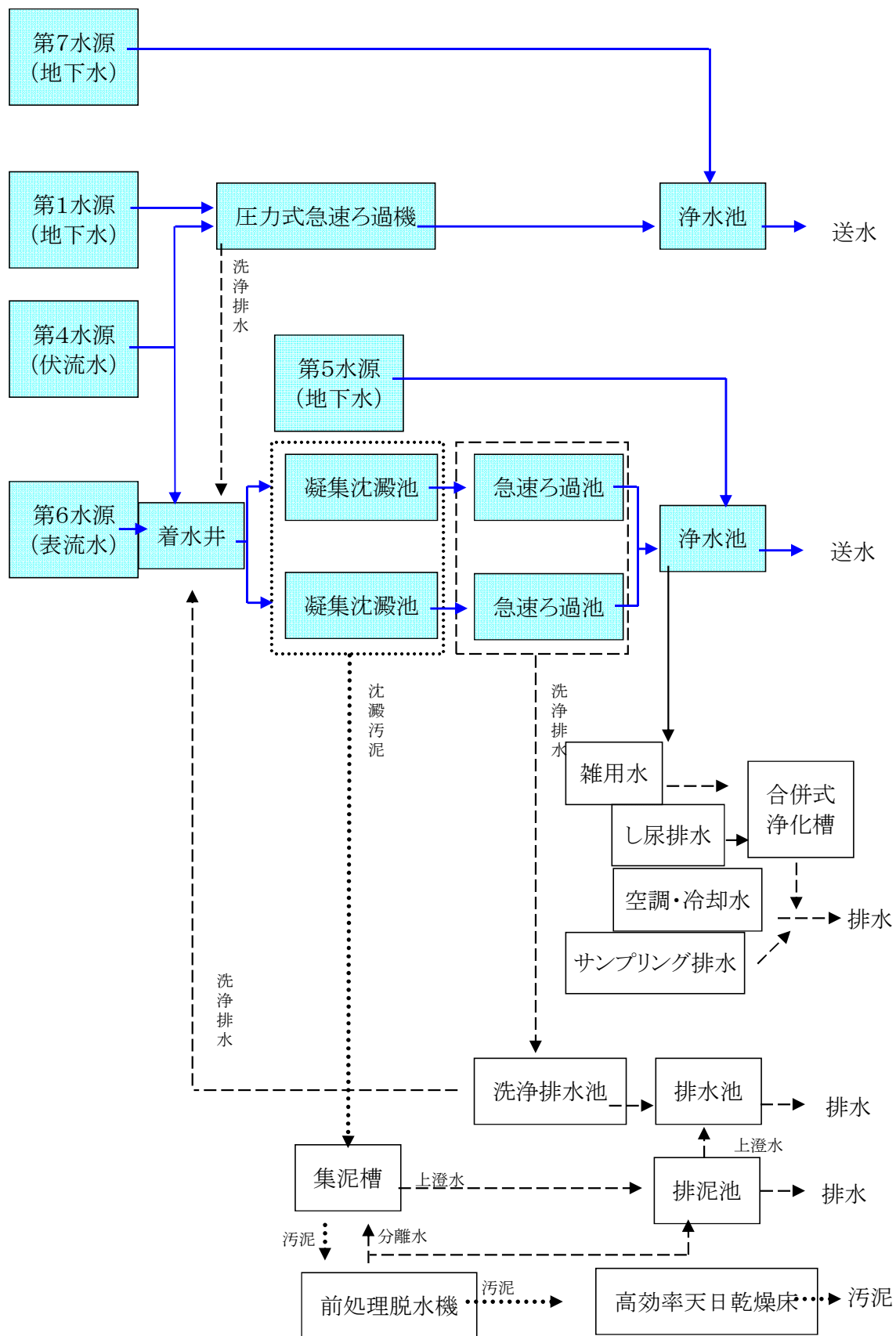


図2 浄水処理フロー図（通常時）

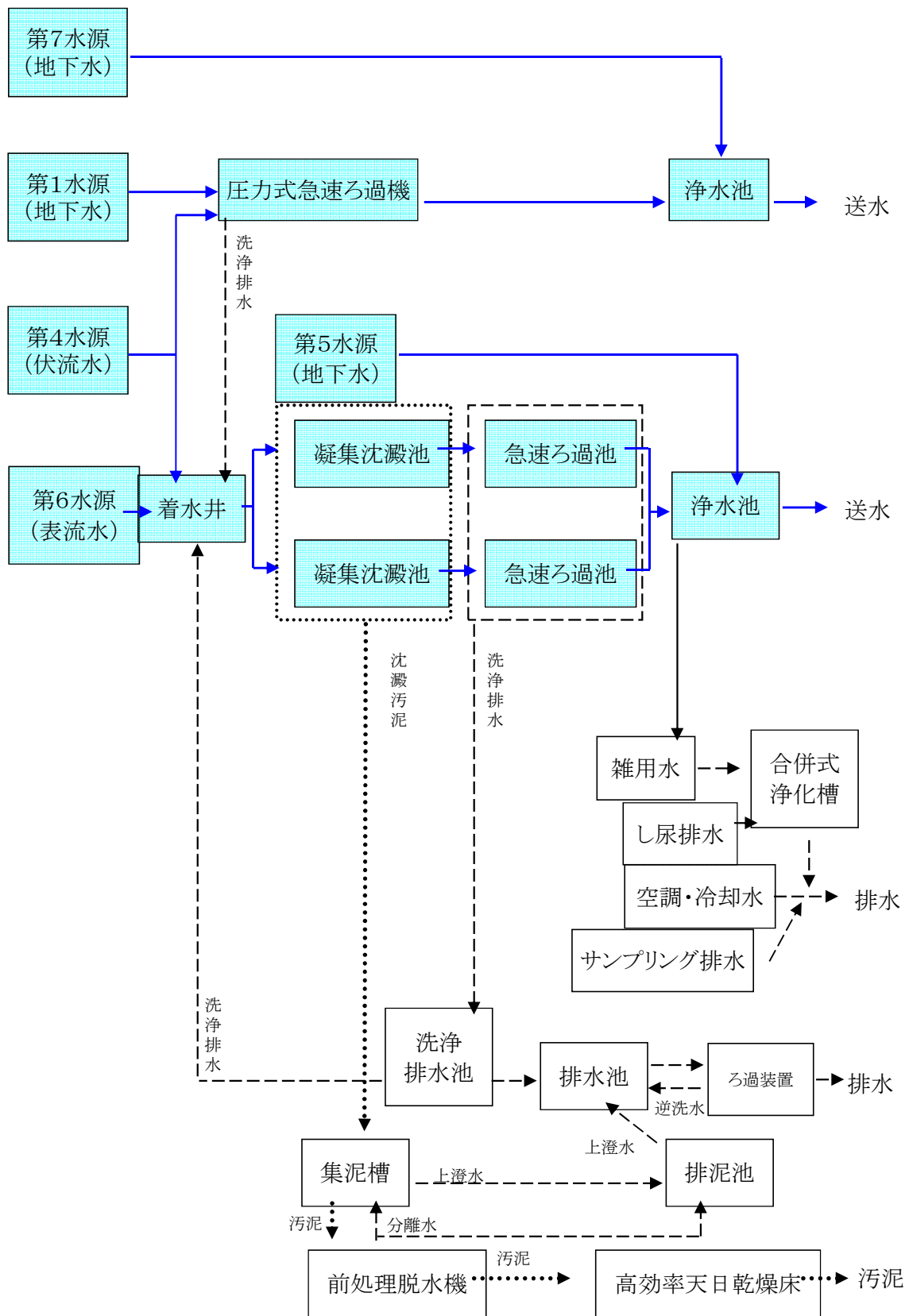
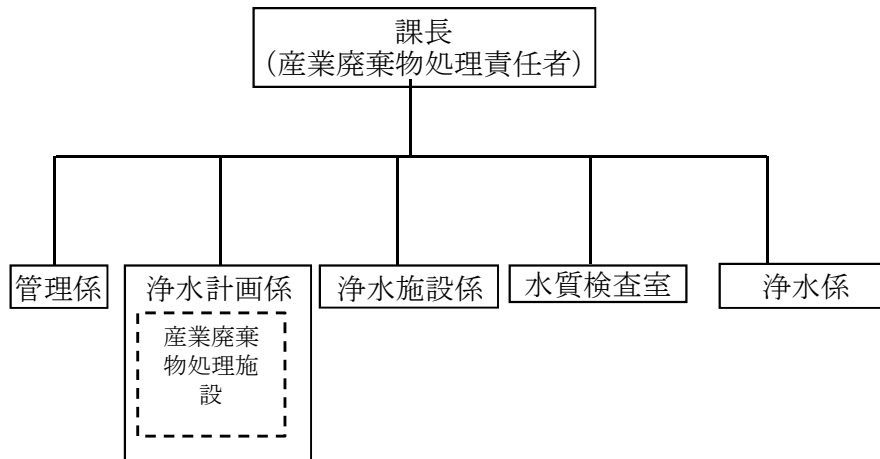


図3 浄水処理フロー図（ろ過装置稼働時）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	（これまでに実施した取組） （汚泥） ・表流水の濁りの状況に応じて水源毎の取水量を調整し、汚泥の発生量を抑制した。 ・浄水処理薬品の注入の適正化により薬品の過剰注入を防止することで、排出量を抑制した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	（今後実施する予定の取組） （汚泥） ・表流水の濁りの状況に応じて水源毎の取水量を調整し、汚泥の発生量を抑制する。 ・浄水処理薬品の注入の適正化により薬品の過剰注入を防止することで、排出量を抑制する。 （廃油、廃酸、廃アルカリ） ・水質検査の効率化、適切な薬品管理により発生を抑制する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリはそれぞれ分別保管している。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・事務所から発生するゴミについて全職員に周知し、分別を推進する。

別紙(第2面関係)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ
排出量	6078 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず
排出量	0.14 t	0.09 t	0.385 t	0.048 t

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス、コンクリート、陶磁器くず	がれき類	
排出量	0.678 t	0.5 t	1.628 t	

②計画

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ
排出量	6000.1 t	0.01 t	0.01 t	0.01 t

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず
排出量	0.84 t	5.13 t	0.22 t	0.01 t

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス、コンクリート、陶磁器くず	がれき類	
排出量	2.34 t	0.88 t	0.95 t	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	全種類	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	—		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	全種類	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	—		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） （汚泥） ・脱水施設を修繕し処理効率を高めた。 ・脱水施設の定期保守点検により処理効率を高めた。 ・汚泥処理薬品の注入の適正化により汚泥の脱水効率を高めた。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） （汚泥） ・汚泥処理量及び汚泥処理薬品の注入量の適正化により脱水効率を高 める。 ・脱水施設の改善により脱水効率を高める。 ・汚泥処理量の適正化により乾燥効率を高める。		

別紙(第3面関係)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ
自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず
自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	0 t	0 t	0 t	0 t
産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス、コンクリート、陶磁器くず	がれき類	
自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	0 t	0 t	0 t	t

②計画

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ
自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず
自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス、コンクリート、陶磁器くず	がれき類	
自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	0 t	0 t	0 t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ
自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	0 t	0 t	0 t	0 t
自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	5569.49 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず
自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	0 t	0 t	0 t	0 t
自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス、コンクリート、陶磁器くず	がれき類	
----------	------	------------------	------	--

自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	0 t	0 t	0 t	
自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	

②計画

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ
自ら熱回収を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	0 t	0 t	0 t	0 t
自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	5400 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず
自ら熱回収を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	0 t	0 t	0 t	0 t
自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス、コンクリート、陶磁器くず	がれき類	
自ら熱回収を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	0 t	0 t	0 t	
自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	全種類	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	
	—		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	全種類	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	
	—		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・優良認定処理業者及び徳島県優良産業廃棄物処理業者への処理委託 により、環境負荷の少ない方法で、適正に処理している。		

別紙(第4面関係)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス、コンクリート、陶磁器くず	がれき類	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t

②計画

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス、コンクリート、陶磁器くず	がれき類	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

産業廃棄物の種類		汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ
全処理委託量		508.51 t	0 t	0 t	0 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	508.51 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず
全 処 理 委 託 量	0.14 t	0.09 t	0.385 t	0.048 t
優良認定処理業者 への処理委託量	0.14 t	0.09 t	0.385 t	0.048 t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス、コンクリート、陶磁器くず	がれき類	
全 処 理 委 託 量	0.678 t	0.5 t	1.628 t	
優良認定処理業者 への処理委託量	0.678 t	0.5 t	1.628 t	
再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	
認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t	0 t	
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t	0 t	

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・優良認定業者または再生利用業者に委託し、環境負荷の少ない方法 で、適正に処理する。		
※事務処理欄			

別紙(第5面関係)

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

②計画

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ
全 処 理 委 託 量	600.01 t	0.01 t	0.01 t	0.01 t
優良認定処理業者 への処理委託量	0.01 t	0.01 t	0.01 t	0.01 t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	600 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず
全 処 理 委 託 量	0.84 t	5.13 t	0.22 t	0.01 t
優良認定処理業者 への処理委託量	0.84 t	5.13 t	0.22 t	0.01 t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス、コンクリート、陶磁器くず	がれき類	
全 処 理 委 託 量	2.34 t	0.88 t	0.95 t	
優良認定処理業者 への処理委託量	2.34 t	0.88 t	0.95 t	
再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	
認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t	0 t	
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t	0 t	

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。